

「欧州検察局設立構想とリスボン条約」：報告の成果と課題

ブリュッセル自由大学法学研究課博士後期課程2年 森口 琴巳

今報告は、2012年8月にブリュッセル自由大学欧州研究所(IES)において提出した修士論文の内容にそれ以降の情報を加筆して報告したものである。

具体的には、欧州設立法及び比較法の観点から、欧州権能条約86条に掲げてある欧州検察局(European Public Prosecutors Office)設立構想について以下の2点を検討した。1つ目は、EPP0と加盟諸国検察局との関係を示したモデルケース、2つ目は、既存の刑事機関である欧州警察機構(Europol)、欧州不正対策局(OLAF)及び欧州司法機構(Eurojust)とEPP0との関連性及び統合の実行可能性についてである。

そのために既存の主なEU加盟国である英、仏、独、伊における①刑事訴訟の概要、②訴追に関する検察官の裁量並びに③捜査及び訴追段階における検察・警察との関係についてそれぞれの特徴を比較した。さらにマーストリヒト体制以降の欧州刑事分野の発展を通じて、リスボン条約の提唱するEPP0設立計画から、既存の3つの欧州刑事組織の権能及びその限界から将来のEPP0との整合性を比較した。結論として全て3つの機関がEPP0と何らかの形で共有目的及び役割を有しており、少なくとも協力関係または統合されるべき立場にいるが、機能条約85条で改革を提唱されているEurojustが86条の文言通り最も統合されるべき最適な機関だという結論に至った。加えて、近年の動きとして英国、アイルランド及びデンマークの欧州刑事政策における適用除外(Opt out)についても紹介した。

質疑応答時には、EU法をご専門とされる学者の方々から非常に貴重な質問及びアドバイスを頂いた。そのうちの1つは欧州検察局及び各検察局について、刑事法という枠組みだけで見のではなく、欧州中央銀行と欧州銀行庁及び国内銀行、欧州委員会及び欧州競争当局と国内機関との関係及びシステム等他のEU法の分野も考慮に入れて考えるべきとの指摘であった。また、現在の欧州刑事政策の進捗、欧州逮捕枠組み(Framework Decision on European Arrest of Warrant)及び刑事政策におけるEU圏内に住む第三国出身者の扱いに関する質問を頂いた。特に貴重であったのは、研究を通して疑問に思っていたEU刑事政策への消極的な英国の態度は、統合の進むEU刑事政策によって自国の領域主権を過度に侵

害される危惧感に由来するのではというコメントであった。領域主権は国際法の基本原則でありながら、EU法を勉強する中で忘れがちな部分であったことを再認識させて頂いた。

本報告を通じ、単に欧州の刑事法の枠内で比較検討するのではなく、域内市場の枠組みやEU法全体の広い観点から刑事政策を考慮する必要性も感じた。またECJの関連判例の紹介が出来なかった反省点もあったが、今後のEUの刑事政策の研究に繋がる大変有意義な報告となった。